管理職職員等の再就職審査に関する事務処理要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、大阪府職員基本条例（平成24年大阪府条例第86号。以下「条例」という。）第32条第4項の規定による申請手続のほか、管理職の職員若しくは職員であった者又は勤続期間が二十年以上である職員若しくは職員であった者（以下「管理職職員等」という。）の再就職の可否の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職承認の申請）

第２条 条例第32条第4項の規定による申請は、再就職承認申請書（別紙１）により行うものとする。

２ 知事は、条例第32条第3項第1号の規定により大阪府人事監察委員会（以下「委員会」という。）に意見を聴くときは、再就職承認申請書（別紙１）を添付するものとする。

（知事への意見報告）

第３条 委員会は、条例第32条第3項第1号の意見を再就職承認申請意見書（別紙２）により知事に報告するものとする。

（知事の再就職可否の決定）

第４条 知事は、前条の規定により報告のあった意見を勘案して、審査の上、管理職職員等の再就職の可否を決定しなければならない。

（再就職可否の決定通知）

第５条 知事は、前条の規定による決定の結果を、再就職審査結果通知書（別紙３）により、管理職職員等へ通知しなければならない。

（承認後の再就職の手続）

第６条 管理職職員等は、前条の規定による通知（不承認とする旨の通知を除く。）を受けた後、再就職を希望する法人が行う面接選考等を受けることができる。

（知事の承認に要する期間）

第７条 知事は、条例第32条第4項の規定による申請があってから概ね３週間以内に、第５条の規定による通知を行うよう努めるものとする。

（委任）

第８条 この要綱の実施について必要な事項は、人事局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26 年4 月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28 年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31 年4 月26日から施行する。